記　録

文書番号	ＳＣＪ第 26 期-061004-26330500-042
委員会等名	日本学術会議社会学委員会デジタルデータ及び社会調査・統計調査の活用に関する検討分科会
標題	社会調査・統計調査データの政策的な活用のために
作成日	令和６年（2024 年）10 月４日

※　本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期）の意見聴取と検討結果、及び社会学委員会デジタルデータ及び社会調査・統計調査の活用に関する検討分科会（第 26 期）の検討結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期）

委員長	玉野　和志	（連携会員）	放送大学教養学部教授
副委員長	園田　茂人	（連携会員）	東京大学東洋文化研究所教授
幹　事	吉川　　徹	（連携会員）	大阪大学大学院人間科学研究科教授
幹　事	永吉希久子	（連携会員（特任））	東京大学社会科学研究所准教授
	石井クンツ昌子	（連携会員）	お茶の水女子大学理事／副学長
	今田　高俊	（連携会員）	東京工業大学名誉教授／統計数理研究所客員教授
	岩井　紀子	（第一部会員）	日本版総合的社会調査共同研究拠点大阪商業大学 JGSS 研究センター長
	大谷　信介	（連携会員）	関西学院大学社会学部教授
	近藤　博之	（連携会員）	大阪大学名誉教授
	佐藤　嘉倫	（第一部会員）	京都先端科学大学人文学部学部長／教授
	盛山　和夫	（連携会員）	東京大学名誉教授
	椿　　広計	（連携会員）	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事／統計数理研究所長／名誉教授
	原　　純輔	（連携会員）	東北大学名誉教授
	浅川　達人	（連携会員）	早稲田大学人間科学学術院教授
	筒井　淳也	（連携会員）	立命館大学産業社会学部教授
	村上あかね	（連携会員）	桃山学院大学社会学部社会学科准教授
	青柳みどり	（オブザーバー）	国立研究開発法人国立環境研究所シニア研究員

※職名は第 25 期（2023 年９月時点）のものを記載

日本学術会議社会学委員会
デジタルデータ及び社会調査・統計調査の活用に関する検討分科会（第 26 期）

委員長	浅川　達人	（連携会員）	早稲田大学人間科学学術院教授
副委員長	瀧川　裕貴	（連携会員）	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
幹　事	玉野　和志	（連携会員）	放送大学教養学部教授
幹　事	村上あかね	（連携会員）	桃山学院大学社会学部社会学科准教授

岩井　紀子	（第一部会員）	日本版総合的社会調査共同研究拠点大阪商業大学JGSS 研究センターセンター長
青木　茂樹	（連携会員）	順天堂大学健康データサイエンス学部長／大学院医学研究科放射線診断学教授
青柳みどり	（連携会員）	国立研究開発法人国立環境研究所社会システム領域脱炭素対策評価研究室シニア研究員
石井クンツ昌子	（連携会員）	お茶の水女子大学理事／副学長
今田　高俊	（連携会員）	東京工業大学名誉教授／大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所データ科学研究系客員教授
遠藤　薫	（連携会員）	学習院大学名誉教授
大谷　信介	（連携会員）	一般社団法人社会調査協会理事／自治体調査支援委員会委員長
吉川　徹	（連携会員）	大阪大学大学院人間科学研究科教授
園田　茂人	（連携会員）	東京大学東洋文化研究所教授
筒井　淳也	（連携会員）	立命館大学産業社会学部教授
椿　　広計	（連携会員）	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事／統計数理研究所所長／名誉教授
埴淵　知哉	（連携会員）	京都大学大学院文学研究科准教授
笹原　和俊	（連携会員（特任））	東京工業大学環境・社会理工学院イノベーション科学系教授

本記録の作成に当たり、以下の方々にご協力いただいた。

川崎　茂	滋賀大学特別招聘教授，総務省統計委員会産業統計部会長
上田　聖	総務省政策統括官（統計制度担当）付参事官
宮下　裕文	福井県庁健康福祉部副部長（保健予防担当）
飯田　浩之	一般社団法人社会調査協会事務局長

※職名はご協力いただいた 2022 年当時のものを記載

本記録の作成にあたり、以下の職員が事務及び調査を担当した。

増子　則義	参事官（審議第一担当）（2023 年４月まで）
根来　恭子	参事官（審議第一担当）（2023 年５月から）
山田　寛	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（2023 年３月まで）
若尾　公章	参事官（審議第一担当）付参事官補佐（2023 年４月から）
昨間　美里	参事官（審議第一担当）付審議専門職（2023 年 12 月まで）
中島さやか	参事官（審議第一担当）付審議専門職（2024 年１月から）

要　　旨

１　作成の背景

社会学委員会社会統計アーカイヴ分科会は、2014 年５月 30 日に公表した提言「社会調査基盤のリノベーションに向けた官民学連携研究拠点の構築」において、現代社会を支える重要な社会インフラとして、政府統計に限定せず、諸種の社会調査データを活用し、そのアーカイヴ化を進めることを提言した。他方、経済学委員会数量的経済・政策分析分科会からは、「証拠にもとづく政策決定」(Evidence Based Policy Making: EBPM)」が推進される中で、行政記録情報の活用が提言されている（「行政記録情報の活用に向けて」2020 年９月 18 日公表)。さらに政府統計については、これまでも日本学術会議から様々な形で統計作成機能の強化、統計に関する広報や教育の拡充、ミクロデータの公開、中央統計機関の必要性などが訴えられてきた（社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会提言「社会調査をめぐる環境変化と問題解決に向けて」(2017 年９月 19 日)、政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告「政府統計の改革に向けて―変革期にある我が国政府統計への提言―」(2006 年３月 23 日）など)。にもかかわらず、近年公的統計に関する不適切な処理が明らかになったり、新型コロナウイルス感染対策におけるデータの開示のあり方に疑問が提示されたりするなど､社会調査ならびに統計調査のデータをいかに活用していくかが、改めて問われている。同時に、ビックデータや情報サイエンスへの期待が高まり、高校の必履修科目として「情報」が新設されている。

そこで、本分科会では一般的な社会調査だけではなく、公的な統計調査も含めて、政策立案におけるデータの活用について、多様なステークホルダーからの意見聴取を行いながら検討を進めてきた。

２　現状及び問題点

社会調査及び統計調査のデータは、政府及び民間団体が政策や活動内容を立案し、実践していく上で、基本的な証拠となる資料を提供するものである。にもかかわらず、それらの調査の実施過程やそこでのデータの作成過程を含めた、トータルな理解や知識が十分に普及しているとはいえない。同時に、それらのデータを正確かつ的確に蓄積していくことの意義も、十分には理解されていないのが現状である。

また、政策立案の側面だけではなく、現状の理解や政策実施の意図を広く知ってもらうという意味でのパブリック･コミュニケーションや危機管理のための広報という側面でも、このような社会調査及び統計調査のデータをいかに活用していくかについての理解が進んでいないために、適切な活用が図られているとはいえないのが現状である。

その結果、政府の公的統計において不適切な処理が行われたり、感染症に関する危機管理がうまく機能しないなどの問題が生じている。

本記録では、これらの問題点を克服して社会調査・統計調査データの政策的な活用を実現するための具体的な方策を検討した。

３　記録の内容

(1)　公的統計をめぐる課題と改革の方向性

本分科会では、2019 年の厚生労働省の「毎月勤労統計調査」及び 2021 年の国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」において、いずれも不適切なデータの処理が行われていた案件に関して、その対処に当たった総務省統計委員会産業統計部会長の川崎茂氏（滋賀大学特別招聘教授）と総務省でこの事案対処事務に当たった上田聖氏（総務省政策統括官（統計制度担当）付参事官）に参考人聴取を行った。その結果、現行統計だけでは政策ニーズを満たせないこと、国民の関心促進のため統計教育の発達普及が必要なこと、省庁の人的リソースの不足ゆえに基幹統計担当者の業務経験が不足していること、統計調査の実施過程における専門家が少なく経験が浅い部局もあること、問題が生じた際の迅速な報告ができていないことなどの問題点が明らかになった。

そこから政策立案にデータを適切に活用するためには、公的統計調査に加えて社会調査の視点が必要なこと、国民による国民のための情報の収集と分析に関する啓発と、専門家の協力及び養成が必要であることが明らかになった。

(2)　感染症対策をめぐるデータの活用

次に、新型コロナウイルス感染対策におけるデータの活用をめぐって、各都道府県の状況を確認した上で、感染者個票データの分析と活用という点で特徴的な取り組みをしている福井県の関係者に意見聴取を行った。その結果、福井県では保健所、病院、地元医師会、県庁職員が定期的に意見交換の場を設けて総合的な体制を構築した上で、そこでの知見を踏まえて感染者個票データを独自に収集・分析する積極的疫学調査に取り組むことで、感染源の特定や発症までの日数などを把握して、そのつど的確な感染予防のための広報活動を行っていったことが明らかになった。その背景には日頃から EBPM を強調していた知事の方針や、全庁的な体制を作ることで保健所が調査に専念できる環境を整備できたことなどが影響していた。

そこから全数把握の見直しをめぐる国の政策や厚生労働省が導入した HER-SYS（ハーシス）などの問題点に関して、社会調査の視点が有効であることを検討した。

(3)　社会調査をめぐる状況と課題

さらに、社会調査の普及に努めてきた一般社団法人社会調査協会の関係者への意見聴取を踏まえて、近年の社会調査に関する地方自治体や民間の関心のあり方について検討した。一般社団法人社会調査協会では、一部自治体の要請を受けて、単なる講習ではなく、実際の政策立案のための調査設計を具体的に検討する過程で、専門的な助言を行う研修を行っており、その過程を通じて行政職員が政策立案に社会調査が活用できることを徐々に実感するようになったこと、さらには民間の団体からも、社会調査をどのように行ったら適切であるかについての助言を求められることが多くなったことなどが明らかになった。

そこから統計やデータサイエンスに関する科目が学校教育のカリキュラムに導入されているが、実際の調査現場の実態を十分に考慮することが重要であること、それらを踏まえた社会調査教育の拡充が必要なことを検討した。

(4) 政策的な活用に向けての課題

以上を踏まえると、以下３点の課題があった。

① 社会調査・統計調査に関する中央統計機関及び専門的助言体制の整備が必要なこと

② パブリック・コミュニケーションに社会調査・統計調査データを活用すること

③ 高校の必履修科目「情報」などで社会調査・統計調査の公共的な意義への理解に加えて、実施過程に関する知識を普及すること

目　　次

１　社会調査・統計調査データをめぐる諸問題 1
⑴　社会調査と統計調査 1
⑵　官庁統計調査の妥当性をめぐって 2
⑶　政策的な活用をめぐって 2
⑷　本記録の構成 3
２　公的統計をめぐる課題と改革の方向性 4
⑴　総務省担当者の基本見解 4
⑵　公的統計調査の社会的役割の重要性に対する認識 4
①　EBPM の統計を通じた実効化が進んでいないのでは？ 4
②　国民の統計調査への関心促進をどのように図るか、統計庁が必要では？ 4
③　学術会議への期待は何か？ 4
⑶　わが国統計部局の現状と改善の方向性に関する回答 5
①　省庁の人的リソース・行政職員の統計知識理解が不足していないか？ 5
②　統計調査実施プロセスが統計業務システムとして確立しているのか？ 5
③　各府省と総務省統計委員会の政府統計に対するマネジメントは十分なのか？ 5
④　誤りが生じた後の迅速な報告ができているのか？ 6
⑷　調査全般に生じている問題と対応 6
①　回答率が下がることによる公表数値の偏り発生の現状をどう考えるのか？ 6
②　記述式回答の質の低下により不詳の増加などデータの品質への影響は大きくないのか？ 6
③　調査員の高齢化と DX 化の困難が深刻ではないのか？ 6
⑸　社会調査の立場からの検討 6
①　社会調査視点の公的統計調査への導入 7
②　国民による国民のための情報収集・分析への啓発強化と調査専門家の育成 7
３　感染症対策をめぐるデータの活用 9
⑴　全国の感染者個票データ公表の実態とその充実度 9
⑵　感染者個票データを活用した福井県の事例 11
①　保健所支援体制を整備、積極的疫学調査を実施、個票データを作成・公開 11
②　感染者個票データをクロス分析し、感染の実態をデータとして明確化した 12
③　判明した分析結果を県民に広報しつつ、県独自のコロナ対策を進めた 12
⑶　福井県関係者への意見聴取の結果 13
⑷　全数把握の見直しと感染者データ分析における社会調査視点の重要性 14
⑸　社会調査の立場からの検討 15
①　個票データの分析にもとづくデータの提示 15
②　データの収集・作成過程の工夫 15
４　社会調査をめぐる状況と課題 16

(1)　一般社団法人社会調査協会の実践 16
①　社会調査の質の向上と公的意義の普及 16
②　社会調査に関するアドバイス等の実績 16
③　川崎市における自治体支援モデル事業 16
(2)　社会調査への期待と社会的なニーズ 17
①　社会調査データによる政策の立案と検証 17
②　専門家の関与の必要性 17
③　公的機関が行う社会調査におけるインターネット利用の限界 18
(3)　社会調査をめぐる課題と展望 18
①　社会調査教育の拡充 18
②　調査実施マニュアルの作成 19
(4)　社会調査の立場からの検討 19
①　社会調査に対するニーズの高まり 19
②　社会調査並びにデータサイエンスへの関心の高まり 19
③　社会調査の実施過程や分析の実際に関する知識の重要性 19
５　政策的な活用に向けての検討 20
(1)　社会調査視点を含めた公的統計調査の活用に向けての体制の整備 20
(2)　パブリック・コミュニケーションへの社会調査・統計調査データの活用 21
(3)　「情報」教育での社会調査視点の意義と具体的実施過程に関する知識の普及 21
＜参考文献＞ 22
＜参考資料＞審議経過 24
＜付録１＞政府対応への評価：各種世論調査結果の推移 26
＜付録２＞表：感染者個票データ項目一覧都道府県版（2022/7/15） 28
＜付録３＞表：人口順の感染経路不明割合 29
＜付録４＞一般社団法人社会調査協会の自治体等へのアドバイスの実績 30

1　社会調査・統計調査データをめぐる諸問題

(1)　社会調査と統計調査

社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会では従来、社会調査データのアーカイヴ化及びその有効利用について検討を行ってきた。2017 年 9 月 19 日に公表した提言「社会調査をめぐる環境変化と問題解決に向けて」[1]では、回収率の低下など社会調査環境の悪化、インターネット調査の普及、世論調査をめぐる問題、統計法の問題、ビックデータ収集倫理などの課題について検討し、社会調査データを系統的に収集し、研究者だけでなく広く市民の利用に供することができるために、どのような施策を打つべきかについて議論を積み重ねてきた。

他方、経済学委員会数量的経済・政策分析分科会の提言「行政記録情報の活用に向けて」[2]では、「証拠にもとづく政策決定 (Evidence Based Policy Making: EBPM)」の推進という動向を踏まえ、行政記録情報を活用し、統計調査との両輪で政府の統計情報全般の品質向上を目指すべきことが提言されている。また、政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告「政府統計の改革に向けて―変革期にある我が国政府統計への提言―」[3]では、中央統計局的な機構の確立やミクロデータの公開の必要性等が検討されている。さらに、この提言を受けて、保健医療分野からも政府統計・行政資料データの有効活用に関する提言が出されている[4]。

本記録では、政府や自治体の政策立案への活用という点で、社会調査データだけでなく、政府の公的統計に代表される統計調査データについても言及する。そこで、「統計調査」と「社会調査」の違いについて述べておく。通常、「統計調査」は、政府の公的統計の作成を目的に、個人または法人に対し事実の報告を求めることにより行う調査であり、客観的な事実を把握するために設計・収集され、これに回答者の主観的な判断や態度、意見は含まれないとされている。国勢調査、経済センサス、人口推計、労働力調査、家計調査など、総務省統計局が実施している統計調査の多くは、こうした「統計調査」データのカテゴリーに含まれる。一般に「公的統計」あるいは「公的統計調査」とよばれるが、統計法上の基幹統計調査と一般統計調査を意味する。

ところが政策決定に当たっては、関連するステークホルダーがどのように状況を判断しているのか、市民がどのような希望や判断を有しているのかが重要になる場合が多く、通常こうした意見や態度の把握にあたっては「社会調査」が用いられる。政府機関や地方自治体が社会調査を実施することもあるが、これらが統計調査と紐づけられて利用されることはさほど多くない。また社会調査を実施する主体が多様で、その成果が必ずしも十全に利用・活用されていないといった問題も存在する。しかしながら、「社会調査」の特長は、意識や知識に関する個票データを活用して、人びとの行動や集合的帰結に関するパターンや因果的な関係を分析し、解明するところにある。他方、「統計調査」においても、このような利用を可能にするために、日本学術会議では、ミクロデータの利用促進とその前提条件である統計データアーカイヴの構築を進めるべきことを提言している[5]。保健医療分野からもミクロデータの利用に関する同様の提言がなされていることについては、すでに述べたとおりである[4]。

このように、統計調査や社会調査が混在・併存しているのが現実だが、本分科会では、「統計調査」と「社会調査」の双方に関わる以下のような課題があるとの認識から、社会調査ばかりではなく、政府の公式統計を含む概念として「社会調査・統計調査データ」という表現で、その問題点を洗い出し、本分科会としての検討内容をとりまとめた。

(2) 官庁統計調査の妥当性をめぐって

第一に、国勢調査の回収率が低くなり、データの妥当性が憂慮される状況になる一方で、インターネットやスマートフォンの拡がりによってビッグデータが容易に取得できるようになったり、統計や調査技法に習熟していない者が簡単にインターネットを用いて調査を実施し、その成果をオンライン上で発信できるようになったりと、社会調査・統計調査データの作成や利用をめぐる環境が劇的に変化している。公的統計も、e-Stat[1]を通じて容易にアクセスできる環境が整いつつあるが、他方で、調査データの質をどうやって担保するかといった問題を抱えている。

第二に、2019 年１月に厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で長年にわたり悉皆調査の層に対して抽出調査を行っていた問題が公表され、また 2021 年 12 月には国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」でデータの不適切な処理を行っていたという問題が発覚するなど、公的統計の不適切な処理が問題になった。その背後には、様々な事情があるが、データ収集やデータ処理の問題は、公的統計に限られる問題ではなく、社会調査・統計調査一般に関わる問題である。

(3) 政策的な活用をめぐって

第三に、政府が 2017 年８月に EBPM 推進委員会を開催し、2018 年４月から各府省に EBPM 統括責任者として政策立案総括審議官等を順次設置するなど、政府内でも EBPM の必要性が広く謳われるようになっているばかりか、実際に総務省統計局が Data StaRt（データ・スタート）という名称の、地方公共団体のためのデータ利活用支援サイトを立ち上げるまでになっている[2]。ところが、総務省の報告書「EBPM（エビデンスに基づく政策立案）に関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）」[6]でも指摘されているように、「具体的にどのようなデータを集めればよいのか、どのような分析を行えばよいのかなど、EBPM への取組方のアイディアが圧倒的に不足しているのが現状である」（同報告書、１ページ）ことを認めている。そればかりか、現在でも政府の一部機関や地方公共団体が自ら社会調査・統計調査を企画・実施する際の困難が、完全に克服されているとは言い難い。そのため、エビデンスを集めなければと思いながらも、具体的にどのようなデータを集めたらエビデンスになるのか、エビデンスをどのように政策立案に結びつけるかに苦しんでいる行政担当者が少なくない。

---

[1]政府統計のポータルサイト https://www.e-stat.go.jp/（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[2]地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト https://www.stat.go.jp/dstart/（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

そして第四に、コロナ禍における適切な政策作りに、社会調査・統計調査のデータが適切に利用されていればと思われるケースが少なくなかった。新型コロナウイルス感染症をめぐる政策対応は、市民の生死に直接関わる重要な課題である。しかし、実際の対応に当たった地方公共団体には、社会調査・統計調査データの利用をめぐって温度差が見られ、その結果、エビデンスに基づく政策立案がなされないケースも散見された。

こうした状況を踏まえ、本記録は、（1）地方公共団体にあって社会調査・統計調査データの品質管理とアーカイヴ化、及びデータの分析と情報提供体制に不備が見られ、そのため信頼に値するデータの収集・管理に改善の余地が大きいこと、（2）中央省庁にあっても社会調査・統計調査データの収集や加工、利用に関する教育体制や支援体制に不備が見られるために、エビデンスに基づく政策立案を実施しようにもその実施が困難になっているケースが少なくないこと、（3）社会調査・統計調査データの開示と活用にも改善の余地があることを指摘し、その具体的な対応策を検討したものである。

(4) 本記録の構成

本記録を作成するに当たっては、実際に社会調査・統計調査の実施に関わってきた人びとに聞き取りを重ね、本分科会としての意見を集約した。

２章の「公的統計をめぐる課題と改革の方向性」では、主として公的統計をめぐる課題と改革の方向性を検討した。３章の「感染症対策をめぐるデータの活用」では 2020 年から深刻になった新型コロナウイルス感染症への政府・地方自治体の対応を振り返る中で、社会調査の手法や視点を取り入れることの有効性を指摘した。４章の「社会調査をめぐる状況と課題」では、社会調査をめぐる現状を踏まえた上で、社会調査データへの期待が高まっていることを指摘した。そして５章の「政策的な活用に向けての検討」では、社会調査・統計調査データの政策的活用の推進を念頭に置いた具体的な施策の方向性と課題について検討を行った。

２　公的統計をめぐる課題と改革の方向性

(1)　総務省担当者の基本見解

政府統計調査では、2019 年に厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（以下、毎勤調査）で、2021 年には国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」（以下、建設調査）で、立て続けに不正と考えられる案件が生じ、報道や国会で取り上げられるなど、公的統計調査全体に対する国民の信頼感を失墜させる状況となった。社会統計調査アーカイヴ分科会では、その原因と政府対応を調査すべく、2022 年９月 23 日にヒアリングを実施した。対象は、総務省統計委員会産業統計部会長でこの２件の案件への対処に当たった川崎茂氏（滋賀大学特別招聘教授）と、総務省で事案対処事務に当たった上田聖氏（総務省政策統括官（統計制度担当）付参事官）である。

先ず、川崎氏からは、国土交通省案件の根源となる原因は 2000 年頃に導入された処理にあるので、毎勤調査の問題への対策が不十分であったということではないが、毎勤調査とは異なる性質の問題があり、より包括的な対策が必要となったので、2022 年８月の統計委員会建議「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（以下、建議）[7]には改善策が組み込まれたとの指摘があった。また上田氏も、２件の事案は、ともに判明した時点ですぐに総務省政策統括官（統計制度担当）並びに統計委員会に報告し、公表していれば、あれほどの問題とならなかったとの認識が示された。これを受けて当分科会では、以下のような観点での質問を実施し、両名から回答を得た。

(2)　公的統計調査の社会的役割の重要性に対する認識

①　EBPM の統計を通じた実効化が進んでいないのでは？

EBPM と統計調査は車の両輪であるが、政策ニーズが多様化しているために既存の統計だけではすべての政策ニーズを満たすことはできない。EBPM は現在、発展途上であると考えられる。これを踏まえると、調査を実施する側も、負担の大きい新たな統計調査を計画・実施するのみならず、既存の情報の活用、例えば行政記録情報等の多様な情報源の活用も考える必要がある。

②　国民の統計調査への関心促進をどのように図るか、統計庁が必要では？

マスコミなど社会への情報発信と官学を挙げての初中等から高等教育に至る統計教育の発達普及に尽くすことは重要である。一方、統計庁設立によるプレゼンスと精度向上についての効果は一定程度期待できるが、組織改編に伴う様々なコストやリスクを考えると、中央統計機構が各府省を支援して統計の品質を向上させていくことが現実的と考えられる。

③　学術会議への期待は何か？

公的統計調査並びに学術的な社会調査への協力が社会の改善に資するものであることの国民全般の理解を深め、国民自身の参画意識を高める必要がある。また政府のトップマネジメントに対して、質の高い統計の作成・整備のために必要な人的資源の確保、政府内統計人材育成の重要性を訴えてほしい。さらに公的統計調査と社会調査には共通課題も多く、官学連携を訴えることも重要である。

⑶　わが国統計部局の現状と改善の方向性に関する回答

①　省庁の人的リソース・行政職員の統計知識理解が不足していないか？

2001 年の省庁再編以降、政府統計部門の人員数が大幅に削減され、統計の素養を有する人材確保は省庁間のばらつきが大きい。政府全体の予算・定員事情が厳しい中で、各省庁のマネジメント責任者が、統計分野の強化を行う意識や余裕が不足していた側面もある。建議に示されたデータからも、国土交通省の基幹統計担当者の業務経験不足は明らかであった。このような経験の少ない部署の相談先として、総務省に統計業務に関わる相談窓口が設置されているが、その制度の十分な周知が必要である。一方、大学等の研究者などの各府省への出向は重要な貢献となる可能性はある。しかし、研究者にとっては、近年のデータサイエンス勃興による民間におけるアドバイザー業務との報酬格差、官庁での仕事に対する学術業績上の評価などから実現は容易ではない。

これらを踏まえて、総務省統計研究研修所が統計あるいは統計データの分析に関する研修を実施し、研修受講後に付与される政府内資格（データアナリスト、データアナリスト補）の保有者が、政府内統計の作成、分析に当たるという仕組みを導入中である。また、大学や学会が公的統計に対するアドバイスなどを行う仕組みの確立も有用である。

②　統計調査実施プロセスが統計業務システムとして確立しているのか？

統計局などの専門組織におけるコーディング、チェックや審査は、社会調査同様、プロセスとしては確立している。しかし、統計の専門職員が十分配置されていない部局では、統計調査によってはチェックのプロセスなどに不十分なものがあることが毎勤調査事案で判明した。

これを受けて、個票のチェックや審査と、集計された結果表チェックや審査の徹底・強化を各府省に求めた。

③　各府省と総務省統計委員会の政府統計に対するマネジメントは十分なのか？

これまでも基幹統計調査の変更計画については、総務省が承認審査する仕組みがあった。統計委員会はその審査過程において支援・助言を行ってきた。しかし、総務省による承認審査は統計作成過程全体をカバーするものではない。統計調査には、データ収集、チェック、結果表審査、分析、公表のあらゆるプロセスで誤りが発生するリスクがある。エラーの発生防止のために、仮にそのすべてを総務省など他の者が一括して検査し、管理するとすれば、膨大な組織と労力が必要となるが、そのようなダブルチェックをもってしてもエラーを完全に防ぐことはできない。したがって、基本的には統計作成の責任を担う各府省の自己点検に委ねてきた。しかし、PDCA サイクルによる自律的マネジメントについても、体制が十分整備されている省庁は現場まできちんとした取組が行われているが、現実にはそうでないところもある。

これを受けて、建議では、各府省の統計調査において PDCA サイクルを回すこととし、その際、Ｐにおいては統計作成プロセスの方法と考え方の標準を与える実効的なマニュアル（標準）として文書化して業務に活用することを求めている。これにより、

業務プロセスにおいて誤りが生じたときには、マニュアルからの逸脱が問題なのか、マニュアル自体が問題なのか、原因が確実に究明できるような仕組みを各府省が統計業務に導入することを求めている。しかし、現状では各府省が策定している統計作成プロセスのマニュアルの質・量にはばらつきが大きく、一層の改善が必要である。このため、各府省に対しては、PDCA サイクルの導入と併せてマニュアルの整備も求めている。

④　誤りが生じた後の迅速な報告ができているのか？

どのような組織でもヒューマンエラーは起こりうるものであり、公的統計調査も例外ではない。このため、誤りを生じさせることが問題ではなく、誤りに適切に対処しないことが問題であるとの認識を各組織内で徹底することを求めている。このような観点からしても、厚生労働省及び国土交通省における一連の事案のように、誤りをただちに報告せず適切な対応を怠ることこそが問題である。

このような考え方を受けて、毎勤調査事案以降、誤り発生時の対応を規則化することが建議に示された。

⑷　調査全般に生じている問題と対応

①　回答率が下がることによる公表数値の偏り発生の現状をどう考えるのか？

公的統計調査において、回答率が年々下がっている。しかし、公的統計に必要な情報を収集する上で、標本調査に代わることのできる優れた方法はない。したがって、統計調査にインターネットを活用するなど、回答しやすい調査設計や偏りを補正する欠測値処理技術をこれまで以上に導入することが必要である。

②　記述式回答の質の低下により不詳の増加などデータの品質への影響は大きくないのか？

正確な分類を記述式回答からコーディングを行うのが困難となってきていることは、各国の共通課題である。一方、経年比較のために記入内容にさかのぼってコーディングを行うような遡及再集計を充実させることは、現在の限られたリソースでは限界がある。したがって、それを補う観点から、適切な官学連携が必要である。

③　調査員の高齢化と DX 化の困難が深刻ではないのか？

調査員の高齢化問題は非常に厳しい問題であるが、即効性のある有効な解決方法はなかなか見当たらない。デジタル化が効力を発揮できる調査とそうでない調査とがある。国勢調査において全調査員にデジタル機器を持たせることは、現時点では、コスト・パフォーマンスを考えると現実的ではない。

現状では、現在の環境を前提に、DX 化を含めた合理的な調査の仕組みを確立する取り組みを行うしかない。

⑸　社会調査の立場からの検討

以上のヒアリングと統計法・統計委員会等の公表情報収集を踏まえ、当分科会では社会調査の立場から公的統計調査に関する検討を行うこととし、その方向性を次のと

おりとした。

①　社会調査視点の公的統計調査への導入

公的統計調査は、1947 年の旧統計法制定時に「統計の真実性確保」を重視して出発しており、経済や暮らし等の事実を調査することが大半である。他方で、2007 年の現行法の成立によって、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤」として位置付けられた。現在、各府省には統計を管理監督する統計幹事が総理より任命されている。一方、2018 年に西村清彦統計委員会委員長から、「統計幹事に期待すること」が提示され、政策立案総括審議官等と連携し、政策立案に活かす上で必要とするデータの整備・分析の支援と自府省政策部局職員への統計研修の促進の必要性が示された。これは、川崎氏が公的統計と EBPM は両輪であると述べたこととも整合的である。

これに対して、当分科会は、政策立案上必要なデータとして、事実に関する統計調査のみならず、国民の意識に関する社会調査の重要性を指摘したい。統計法の規律が及ぶ行政機関が作成する統計には、基幹統計調査、一般統計調査以外にその他のものがある。この「その他」には、事実の報告でない意識調査等も含まれており、統計法第三条によれば、これらについても、基幹統計調査、一般統計調査と同様に、体系的に整備、適切・合理的な方法で確保されるよう作成され、広く国民が効果的に利用できることが求められている。

重要なことは、政策、生活、経済に対する意識・判断を妥当性・信頼性を確保した上で国や自治体が調査することは、政策の効果判断及び効果的実施において不可欠だということである。たとえば、SDGs 指標などは国連統計委員会が制定し、OECD 諸国も社会調査的観点の公的統計への導入方針を強めている。

他方、社会調査が培ってきたデータ収集やデータ処理に関する視点も重要である。今回不適切な調査・計数処理が問題となった毎勤調査の抜本的な精度向上に向けて、工場・店舗・営業所・本社など企業内の事業所単位で回答が必要な「事業所」別調査を見直し、より回答のしやすい「企業」別調査の導入が提案されているが[3]、これなどは調査対象者の負担軽減などの事情を考慮することで、回収率の向上に努めてきた社会調査の視点を活かしたものと見ることもできる。

以上を踏まえて、当分科会は、政府が行う統計調査全般に、経済統計・人口統計に加えて、専門性に裏付けられた社会調査の視点を官学が連携し、体系的に組み込むことが必要であると考える。

②　国民による国民のための情報収集・分析への啓発強化と調査専門家の育成

公的統計調査や重要な社会調査への協力がわが国で低下していることと、厚生労働省、国土交通省の統計事案とは無縁ではない。もちろんこれらの事案は第一義的には各府省の責任である。しかし、厚生労働省が、総務省に無断で東京都の悉皆調査の層

---

[3] 肥後雅博「毎月勤労統計の不適切調査・計数処理を巡るその後の展開―再生にむけた取り組みと今後の課題―」（2021 年５月７日）https://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/workshops/stateng/statpaper2021/stat0507.pdf（最終閲覧日 2024 年７月 22 日）、西村清彦・山澤成康・肥後雅博『統計 危機と改革――システム劣化からの復活』日本経済新聞出版[8]

について抽出調査に切り替えたのも、国土交通省が、回収納期に遅れた調査票を月次集計に可能な限り組み込んだのも、調査への協力が低下傾向にあることへの対応なのである。すなわち、悉皆調査層を抽出調査に変更することで国民の月次調査の負担軽減を図ろうとし、遅延調査票をも集計に組み込むことで推計精度の改善を図ろうとしたとも解釈できる。しかし、集計システムに適切な修正がなされず、結果として誤った統計数値の公表に繋がったわけである。

これらの調査以外でも回答義務のある基幹統計調査の中には、桁ずれの回答や未回答が存在することも指摘されている。情報システムを適切に活用し、人と時間を投下して十分なチェックや督促を行わなければ、人的資源や専門家の少ない部局では、これらが人為的な誤りの原因ともなり、更に誤りを報告しないことで不正を誘発するリスクがあることは、毎勤調査及び建設調査の不適切事案に関連して行われたヒアリングでも確認された。

前述の経済学委員会数量的経済・政策分析分科会の提言［2］にもあるように、行政記録情報と統計調査を両輪として、国民の負担軽減のためにも統計調査を補完する行政記録情報等を利用すべきという論点は、既に日本を含む各国統計部局が目指している。しかし、調査を行わなければ、政策立案に必要な情報が集まらないことは多々ある。特に、国民の意識に関わる調査は、行政情報ではほとんど代替できない。本来、国の運営に必要な納税、政治の選択を行う選挙と同じくらい、国や自治体に国民のための政策運営に必要な情報を収めることは、国民自身のためになることであり、国民に資する調査の意義について国民に一層の理解を求めなければならない。

以上を踏まえて、当分科会は、社会調査及び公的統計調査に協力することの意義と重要性が広く国民に理解されるように、必要な教育を統計調査・社会調査に関する探究的学習を通じて、初中等教育から高等教育まで体系的に実施することが必要であると考える。

中長期的には、適切な社会調査や統計調査に基づく政策立案を推進できる、あるいはデータに基づく社会問題解決をリードできるデータサイエンティストは、そのような教育を受けた次世代人材の中から出現することが期待される。

３　感染症対策をめぐるデータの活用

前章で検討した公的統計データの不適切な処理をめぐる案件と並んで、近年統計調査データの政策的な活用をめぐって、その課題が意識された出来事として、新型コロナウイルス感染症に関する政府の対応のあり方がある。

2019 年 12 月末に新型コロナウイルス感染症が発生し、すでに４年が過ぎた。この間、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、国民への移動制限や飲食店への規制等のコロナ対策が図られてきた。このような政府の対応についての国民の評価は、多くの世論調査、アンケート調査、国際比較調査の結果を見るかぎり、総一体に厳しいものがある[4]。特に、新型コロナウイルス感染症の実態や特徴に関する情報を、もっと入手したいと感じているにもかかわらず、政府から十分な情報提供がなく、いかなる情報源を信頼し、現状をどのように解釈するのがよいかに困難を抱えていることが読み取れる資料も散見される[5]。データに基づく根拠が十分に明示されないまま、日常生活に大きな影響のある決定が、国、都道府県から発出されてきたことが、こうした国や都道府県のコロナ対策に対する国民の厳しい評価の一因になっていると考えられる。

データに基づくコロナ対策を進めていく上で、個票レベルで人々の意識と行動とを関連付けて分析する社会調査の視点は極めて重要である。すでに述べたように、統計調査データにおいてもそのような意味でのデータの公表と利用が提言されている。したがって、濃厚接触者把握のための感染者個票データを、社会調査の視点から再構築することによって、コロナ感染症の実態の解明、有効な感染対策のデータに基づく問題提起が可能であったと思われる。

(1)　全国の感染者個票データ公表の実態とその充実度

厚生労働省は、コロナ対応初期の 2020 年５月８日時点ですでに「個票を積み上げたもの」から「各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたもの」に変更し、

---

[4] 政府のコロナ対策に対する評価についての世論調査としては、たとえば、以下のものがある。
NHK 政治意識月例調査については、岩井紀子・林萍萍「コロナ禍における日本人の不安感と政策に対する評価」[9]を参照のこと。
2020 年５月読売世論調査　５月 11 日朝刊「新型コロナ　政府対応『評価せず』58%」
2021 年１月朝日世論調査　１月 12 日朝刊「コロナ下の生活、どうですか　朝日新聞社世論調査」
2021 年３月一般社団法人中央調査社「新型コロナウイルス感染症に関する意識調査」
https://www.crs.or.jp/backno/No762/7621.htm（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）
他に、次のような国際比較調査の結果も報告されている。言論 NPO による有識者調査（2020 年７月 13 日公表）
https://www.genron-npo.net/politics/archives/8796.html（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）
また、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ「新型コロナ対応・民間臨時調査会（コロナ民間臨調）調査・検証報告書」[10]には、これら内外の調査結果に関する言及がある。総一体に半数以上が政府の対応を評価しないという結果となっている。なお、その後の推移については、＜付録１＞に示したとおり、2021 年 10 月以降は改善していく。

[5] 市民の情報源とその評価を知ることのできる資料として、以下のものがある。
総務省「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査　報告書」（令和２年６月 19 日公表）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000082.html（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）
厚生労働省第 82 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（2022 年４月 27 日）
資料３－８　田中先生提出資料（新型コロナウイルス感染症への対応をめぐる市民的論点）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000934795.pdf（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

感染者数を公表してきた。多くの自治体では、感染者個票データをホームページ（以下、HP）で公開してきたが、その多くは、保健所を中心とした積極的疫学調査の結果が公表されてきたのが実態であり、またその記載項目数の充実度は自治体ごとに様々であった。積極的疫学調査とは、クラスター・感染源の特定・濃厚接触者の行動制限を目的として保健所が感染者に行う調査であり、2020 年１月 17 日から全国の保健所の保健師が国立感染症研究所の調査票を基に実施するようになったものである。＜付録２＞に掲げた表は、47 都道府県の HP(2022/7/15)で、感染者個票データがどのように公開されていたかを整理したものである[6]。

都道府県では、20 県で個票データが公表されていた。たとえば、大阪府は、2020 年 11 月 15 日以前は、感染者情報を、個票データ（事例番号、年齢、性別、職業、発症日、経路等）として HP に公表していたが、保健所業務の効率化のためとして 11 月 16 日以降、大阪府のすべての市区町村で個票を廃止し（堺市のみ個別で公開）、日々の陽性者を性別、年代別に整理して累計の情報のみ公表することにしていた。

他方で、個票データを公表すると同時に、その分析を最も活かしていたのは福井県であった。＜付録３＞に示したのは、厚生労働省が HP で公表している感染拡大時期ごとの感染経路不明者の割合を、都道府県別に人口の多い順に並べたものである。福井県は人口が少ないこともあるが、すべての時期において感染経路不明者の割合が極めて低い。また、福井県のこのような感染経路の特定を重視し、行政と医療関係者との連携を深めるコロナ対応は「福井モデル」ないし「福井方式」と呼ばれ、各方面から高く評価されている[7]。

自治体のホームページに公表されていた感染者個票データは、基本的に積極的疫学調査の結果であり、その意味では各自治体がどの程度積極的疫学調査に熱心に取り組んでいたかを示す結果とも位置付けられる。積極的疫学調査は、本人の臨床情報の登録、感染源やクラスターの発見、濃厚接触者の特定のために必要不可欠な調査ではあるが、社会調査の視点からは多くの問題を抱えていた。特に問題であった点は次の２点である

①積極的疫学調査は、保健師が感染者に行う聞き取り調査をベースに設計された他記式調査であり、量的調査では負担の大きい方法である。調査票はすべて手書きであり、患者行動調査票(感染源)・(接触者)の調査票は、膨大な量の記入項目が設定されている。このことは、調査を実施し報告する保健師たちに多大な負担をかける結果となった。

---

[6] 20 の政令指定都市で個票データが公開されていなかったのは、大阪市と広島市だけであった。東京 23 区では、ほとんどの区で個票データは存在せず、公表されていたのは、新宿、台東、墨田、葛飾、足立、江戸川の６区のみであった。政令指定都市で最も充実した個票データを公表していたのは、さいたま市(11 項目を記載)であった。詳細については、関西学院大学社会学部大谷研究室『データで語るコロナ感染症』[11]を参照のこと。

[7] たとえば、日本経済新聞社が独自に行ったランキングでは全国トップであった。日本経済新聞 2021 年 10 月 23 日朝刊及び地方経済面。「コロナ対応力、全国トップ　『福井モデル』で対策先手　早期に行政・医療連携　感染経路の特定も重視」https://www.nikkei.com/article/DGKKZO76906300S1A021C2LB0000/（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

また、医療従事者向けの求人サイトが会員である医師に行ったアンケートでも、新型コロナウイルス対応における地元の都道府県知事のリーダーシップは、福井県の杉本達治知事が全国一位の評価であった。産経新聞 2021 年２月 22 日「医師からの評価トップは福井知事　現場に報いるコロナ対応」
https://www.sankei.com/article/20210222-V74GI5B25RMWDAB3F26SPSKC2I/（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

②調査項目が明確に定義されないまま調査が進められたこと。感染者数のベースとなる数字は、多くの自治体で公表日となっている。しかし、公表日ベースのデータの妥当性については、議論すらされなかったのが実態である。公表の仕組みは各自治体によってばらばらであり、陽性判明日や保健師の聞き取りによって確定した発症日の方が、数字の根拠がはっきりすると考えられる。こうしたあいまいな定義のまま進められたデータ収集が、国民にデータに関する疑心暗鬼(「月曜日だから数字が多いのでは？」といったこと)を、持たせる結果を招いてしまったと考えられる。

上記の２点は、社会調査の専門家であれば容易に問題点を指摘することが可能である。こうした社会調査の視点が、専門家会議や厚生労働省の担当者に大きく欠けていたことは指摘できる。地方自治体のホームページに公表される感染者個票データが、バラバラな項目で整理されていた実態も、その後全数把握を放棄してしまう政府決定がなされたのも、当初から感染者データが、感染症専門家の積極的疫学調査をベースとして収集されてきた調査方法自体に多くの問題点があったためであると考えられる。

(2)　感染者個票データを活用した福井県の事例

都道府県ごとのコロナ対策の評価については、さまざまな議論がある。脚注７に示した日本経済新聞社の場合は、「医療」、「ワクチン」、「検査」の３つの視点から９つの指標でランキングを行っている[8]。それに基づく記事では、福井県の他に、ワクチン接種率全国一位の山口県、重症化リスクを極小化する全員入院の原則を堅持した和歌山県、早期発見と早期隔離を徹底し、政令指定都市を有する都道府県の中では突出して感染者数を抑えた新潟県、コロナ専用病床の増加に努めた石川県などの事例が紹介されている[9]。

本分科会では、社会調査の視点を政策に活かすという観点から、感染者個票データを有効に活用することで、データに基づくコロナ対策を実施した福井県の事例に注目したい。社会調査の視点から福井県が高く評価できる点を整理すると、次の３点にまとめられる。

①　保健所支援体制を整備、積極的疫学調査を実施、個票データを作成・公開

県や県医師会などが連携し、保健所が担う業務の一部を県庁内に設けた「受診・相談センター」「入院コーディネートセンター」「陽性者・接触者サポートセンター」の３部門に一元化し、保健師が疫学調査に集中できるような支援体制を整備した。

県内７つの保健所の保健師が、全陽性者に発症前２週間分の行動経過を徹底して聞

---

8 具体的な指標について、記事では「医療」に関しては重症者向け病床使用率、入院できた療養者の割合、病床増減率、「ワクチン」に関しては12～64歳の接種率、「検査」に関しては10万人当たりの累計感染者数と１日のPCR検査可能件数、感染経路不明者の割合の７つが挙げられている。

9 これに対して、慶應義塾大学商学部の濱岡豊教授の都道府県ランキングでは、「健康影響」の観点から①人口当たり累積検査陽性者、②累積陽性者致死率、③累積陽性率、「対策」の観点から④累積陽性者当たり累積検査人数、⑤人口当たり受入確保病床数、⑥自宅療養率、「市民の協力」の観点から⑦乗換駅での人流、⑧居住地区での人流、「経済影響」の観点から⑨客室稼働率の前年比、⑩消費支出金額の前年比が指標として設定されている。日本経済新聞社とは指標が異なるためか、上位三県は鳥取県、島根県、佐賀県で、ここで取り上げた山口県が７位、和歌山県が10位、新潟県が11位、福井県が21位、石川県は34位であった。濱岡豊「COVID-19対策の諸問題(4)　都道府県による対策の評価試論」[12]。ちなみに、日本経済新聞社のランキングでは、鳥取県は６位、島根県は３位、佐賀県は10位という結果になっている。

き取り調査を実施し、「誰に感染させたか」だけでなく、「いつ、どこで、誰から感染したか」レベルまでを把握する独自の調査票を作成し調査した。中核市である福井市の調査票も共有し、全県下の感染状況を面的に把握し、保健所の管轄を超えた感染のつながりを県庁で把握可能にした。その結果、福井県の感染経路不明の率（第１波～2021 年５月 14 日）は、3.0%(972 事例中 29 事例）と低く、この数字は、直近１週間（2021 年４月 24 日～30 日）の全国平均の 50.2%に比べ極めて低い数字であった。

②　感染者個票データをクロス分析し、感染の実態をデータとして明確化した

以下の資料は、後述する 2021 年５月 15 日の菅首相との会談で「福井モデル」を説明するために作成された福井県資料（「『おはなしはマスク』の徹底について」）の一部である。個票データの分析からコロナ感染の実態が、次の３点として整理されている。

ア　2021 年４月の 286 名の感染者のデータを分析し、84.6%（242 名）が「マスクなし」で感染。そのマスクなし感染者 242 名のうち 67.8%が「マスクなし飲食」により感染。感染場所で多かったのは、家庭（40.5%）と飲食店（24.8%）であった。

イ　2021 年３月以降に確認された新規系統（感染経路）の 94 系統中、81 系統は感染経路が特定され、79 系統(97.5%)が「県外由来」で、「県内由来」は２系統(2.5%)だったことが判明した。

ウ　過去の個票データと比較分析することによって、変異株の感染の特徴を以下の３点に整理した。第４期（2021 年３月１日～５月 14 日）の変異株は、20 代以下の「若い世代」で多く感染し、第３期（2020 年 10 月１日～2021 年２月 28 日）より「感染力が強く」、発症日までの日数が３日と「短い日数」であることがデータとして示された。

特徴	第4期（3/1～5/14）	第3期（10/1～2/28）
①若い年代	**２０代以下　３８．３％** （うち１０代以下　21.2%）	**２０代以下　２７．２％** （うち１０代以下　10.6%）
②強い感染力	**３．４人に１人**が他者へ感染 （他者への感染割合29.1%） **濃厚接触者の発症率**　43.1%	**５人に１人**が他者へ感染 （他者への感染割合20%） **濃厚接触者の発症率**　20.0%
③短い日数 （推定曝露日から発症までの日数）	発症日までの日数　**３．０日**	発症日までの日　５．０日（第３期） **４．０日（第２期）**

③　判明した分析結果を県民に広報しつつ、県独自のコロナ対策を進めた

ア　「おはなしはマスク」の徹底

会話時のマスク着用を徹底する「おはなしはマスク」県民運動を展開した。推進主体は、県、市町、経済団体等で、「おはなしはマスク」推進協議会を設立した。具体的な広報手段としては、新聞広告（県独自緊急事態宣言週４回）、また民放テレビ局２社が「おはなしはマスク」をテーマに CM を独自に作成するなど協力的であった。全国初の試みとして、マスク購入券の全世帯配布を行った。県内 4,000 の飲食店のうち 3,000 店は、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する「マスク会食推進店」（会食用マスク配布、のぼり、ポスター、卓上ポップによる来店者向け

PR を実施)に指定され、その店舗には Go To イート食事券の利用を許可した。さらに、感染対策を頑張る飲食店に、現地確認後、奨励金(10 万円／店)を支給した。

イ　県境をまたぐ移動対策

県民に、すべての都道府県との不要不急の往来を控えること、県外と往来した家族がいる場合は、家庭内においてもマスクを２週間着用することを要請した。来県者向けの対策としては、啓発ポスターによって「来県前から感染リスクの高い行動を控えるよう」注意喚起するとともに、主要駅に AI サーマルカメラを増設し、体調不良の場合の連絡先、受診先を案内する活動を実施した。

ウ　早期の受診呼びかけ：体調不良を感じたら迷わずに受診するように呼び掛け（医療機関または受診・相談センターへ）

以上の福井県のコロナ対策の最大の注目点は、「感染者個票データ」の分析結果を基にコロナ対策を作成し、県民に積極的に広報した上で、対策を実施した点であり、まさにコロナに関する社会調査データ活用の好例と位置付けられる。

(3)　福井県関係者への意見聴取の結果

以上のような福井県の積極的なコロナ対策を受けて 2021 年５月には、菅首相が首相公邸で福井県の杉本達治知事と会談し、福井県が進める新型コロナ対策と経済活動再開の両立を図る取り組みについて聞き取りを行っている。積極的疫学調査によって４月の感染者の約 85%が「マスクなしの会話」によるものと特定し、マスク会食の推進店に奨励金を交付した独自の経済活動再開策について、首相は「こういうデータが出てきたのは初めてだ」と述べて、積極的疫学調査によるデータ収集・分析の全国的な強化を検討する方針を明らかにした [10]。この報告以降、感染経路の特定を重視し、医療関係者との連携を深める「福井モデル」は全国的に注目を集め、高い評価を得ることになる [11]。

そこで本分科会では、福井県の取り組みについて 2022 年 11 月２日に参考人聴取を行った。対象は、福井県庁健康福祉部副部長（保健予防担当）の宮下裕文氏である。そこから社会調査の視点が、具体的にどのように活かされたのかが、次のように明らかになった。

上記のマスク着用に加えて、福井県の感染者個票データ分析の有効性が示された事例として、デルタ株からオミクロン株にかわった特徴についての福井新聞の以下の記事（2022 年１月 18 日）がある。

「新型コロナウイルスの新変異株『オミクロン株』の可能性が高い福井県内の感染者について、福井県は１月 17 日、発症までの潜伏期間が平均 2.8 日で、デルタ株が中心だった流行『第５波』の 3.9 日に比べ約１日短いとの分析結果を明らかにした。症状は高熱やのどの痛みが 60%を超え、従来株で目立った味覚障害は 1.2%しかなかった」

---

10 読売新聞 2021 年５月 15 日「首相、感染対策と経済両立の『福井モデル』に関心…知事説明に『こういうデータは初めて』」
https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210515-OYT1T50226/（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

11 脚注７参照

この記事が掲載されることになった経緯について、宮下氏は、次のように回答した。

「臨床医から『オミクロン株が支配的になってから、症状に変化がみられる』といった報告を受けていたので、これを検証すべく感染者個票データに当たってみた。その結果、今までのような味覚障害は見られず、風邪と似た症状であるなどの特徴が明らかになったが、これは県民に還元すべき情報だと判断し、新聞に情報を提供した。８～10 名程度の感染対策チームのメンバーが分析を行ったが、庁内には 50 名近いメンバーが共同で作業にあたっている」

福井県では、県庁と医療機関が密接に関係を保っていて、毎週月曜日に、県医師会、看護協会、DMAT（災害派遣医療チーム）等と県庁担当部局によって構成される「医療ワーキング会議」が県庁内で継続的に開催され、福井県の新型コロナ対策が多角的に議論されていた。そこから上記のような感染者個票データの再分析の視点がもたらされたのであり、積極的疫学調査情報、臨床情報、入退院情報などが、県庁内でしっかりと共有されていたのである。社会調査の観点からいうと、多角的に収集された個票データが、濃厚接触者把握という当初目的以外のコロナ感染症の特徴や感染実態の解明分析に役立った事例と位置付けられる。

(4)　全数把握の見直しと感染者データ分析における社会調査視点の重要性

その後「BA.5」株による新規感染者数の爆発的増加は、これまでの状況を一変させた。第５波(2021/7/1-10/31)の４ヶ月で 7,303 人であった 100 万人当たりの全国感染者数は、第６波(2021/11/1-22/6/30)の８ヶ月で 58,239 人、第７波(2022/7/1-9/26)の３ヶ月で 93,622 人と激増した。第７波のピークとなった 2022 年８月 19 日には全国で１日 261,004 人が感染した[12]。

こうした感染爆発を背景として、2022 年９月 26 日政府は新規感染者の全数把握をやめてしまった。感染症法は、新型コロナウイルスを診断した医師に対し、すべての患者の氏名や年齢、連絡先などの情報を、発生届として保健所に提出するよう義務づけている。その発生届をもとに保健所などが健康観察や入院先の調整のほか積極的疫学調査も進めてきたわけである。

厚生労働省は、発生届の入力・報告を電子的に行うシステムとして HER-SYS（ハーシス：Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19）を作成し、2020 年５月 29 日には運用を開始した。ただ HER-SYS 自体、入力項目が患者 1 人当たり 120 項目にも上る調査項目を医師に義務化し、デジタル化が進んでいない環境下では保健所がファックスで送られてきたデータを再入力していたのが当初の実態であった。HER-SYS の入力項目についても結局、積極的疫学調査の調査項目と同様の項目が入力要請されていたのである。感染者の爆発的な急増は、医師や保健所業務をひっ迫させると

12 ここでの数値は、厚生労働省 2022 「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」のオープンデータの数数値、人口数は人口動態調査（市区町村別）（総計）2022 年１月１日時点での人口数を使って集計した結果である。１波～７波の期間設定の定義および具体的な集計結果は、関西学院大学社会学部大谷研究室『データで語るコロナ感染症――コロナ直撃大学生の卒業研究』2023 年３月 20 頁及び 23 頁を参照のこと。

ともに、発生届入力業務への負担が問題視されていった。2022 年８月２日には、全国知事会、日本医師会が共同で全数把握に代わる事務負担の少ない仕組みへの変更を求める要望書を厚生労働大臣に提出したこともあって、9 月 26 日には、全国一律で全数把握の見直しが開始された。変更点の概要は、発生届の対象を、自治体の判断で高齢者・重症化リスクが高い人に限定可能にするというものである。感染者の人数については、継続して把握するとされてはいるが、基本的には感染者個票データは消滅したことを意味している。対象外の人は自己検査などで陽性になれば自ら登録するが、未登録や感染を疑っても検査をしない隠れ陽性者が増える危険性も存在している。また発生届対象外の人が、自宅療養中に体調悪化しても気づきにくくなる危険性はぬぐえず、死亡者増につながる危険性も存在している。

感染者に関する個票データがなくなると、個票レベルで人々の意識と行動を関連付けて分析する社会調査の視点が生かせなくなる。オミクロンになった時点で過度なモニタリングは不必要という判断だったのだろうが、全数把握の見直しによって感染者の全体像や感染実態の特徴が分析できなくなってしまう。データに基づくコロナ対策を継続するためには、感染者自らが入力可能な調査方法（自記式調査）を開発して、医療機関に過度な負担のかからない方法で、感染者個票データを確保することがより望ましいといえるだろう。このような調査票の簡便化という点にも、社会調査が培ってきたノウハウが活かせるはずである。個票データの分析に基づき、どのような行動が感染のリスクを高めるかについて、エビデンスを提示するという社会調査視点を活かすことで、人々の行動を好ましい方向に向けていくことが、リスク・コミュニケーションのあり方として適切だからである。

⑸　社会調査の立場からの検討

以上の検討から、新型コロナウイルス感染症などの危機的な状況の下で、国民に適切な行動をうながす政策的な対応が必要な際に、次の点で社会調査の視点を活かすことができる。

①　個票データの分析にもとづくデータの提示

たとえば、感染者個票データによって測定された諸変数の相関関係の分析から、どのような行動が感染につながるかの具体的なデータを提示することで、国民の自発的な判断をうながすなど、適切なリスク・コミュニケーションの実現に、社会調査の視点を活かすことができる。

②　データの収集・作成過程の工夫

統計調査も同様であるが、社会調査においては実際のデータ収集の具体的な過程が重視されている。この部分を工夫することでデータ収集全体を断念するのではなく、必要なデータを最小限の負担で収集することに、社会調査の視点を活かすことができる。

４　社会調査をめぐる状況と課題

ここまでは、統計調査データ及び社会調査データの政策的な活用について、その課題が明らかになるような近年の出来事について、検討を進めてきた。本章では、そのような中で社会調査に対する社会的な要請がどのような状況にあるかを、一般社団法人社会調査協会への意見聴取の結果を題材として、検討する。前章までに検討したように、統計調査や社会調査に対する信頼がゆらぐような事態が生じている一方で、近年、一般社団法人社会調査協会には、地方自治体のみならず、様々な団体や民間から社会調査に関する問合せや協力要請が寄せられている。ここではそれらの事例を通して、社会調査・統計調査に対する社会の側からの期待や要望がいかなる状況にあるかを検討する。

(1)　一般社団法人社会調査協会の実践

①　社会調査の質の向上と公的意義の普及

一般社団法人社会調査協会は、社会調査の質の向上を大きな目標に掲げ、大学等高等教育機関における社会調査教育の水準を維持向上するための支援、研究者と実務者による社会調査を用いた研究の発展、そして社会調査の意義と重要性に関する理解の普及を目的として創設された非営利組織である。現在の組織は、前身である社会調査士資格認定機構を改編し、2008 年に一般社団法人として設立された。

同協会は上述の目的達成のため、大学等で実施される社会調査関連科目の質を保証し、社会調査士と専門社会調査士の資格認定を行っており、現在までに累計４万名を超える社会調査士と、３千名を超える専門社会調査士を社会に送り出している。加えて、社会調査に関わる技能や知識の普及を目指した講習会、セミナー、研究会、シンポジウム等を定期的に開催し、社会調査に関わる専門家や研究者のためのフォーラムとしての機関誌『社会と調査』を発行している。こうした活動により、同協会は社会インフラとしての社会調査の基盤の充実に寄与してきた。

同協会は近年、社会調査の公共的意義についての啓蒙や新しい時代を見据えた調査方法の改善を取り組むべき最重要課題と認識し、社会調査及び社会調査教育のさらなる発展のための活動を展開している。

②　社会調査に関するアドバイス等の実績

同協会では、ここ数年の一般社会からのニーズの高まりに応えるべく、アドバイスや専門家の派遣の活動を行っている。2017 年には協会内に自治体調査に関しての研修プログラムの検討委員会が設けられ、現在は自治体調査支援委員会として、地方自治体などに向けた調査実施マニュアルの策定に取り組んでいる。具体的なモデル事業としては、後述する神奈川県川崎市のほか、東京都足立区、一般社団法人日本介護支援専門員協会に対する支援が行われている。この他にも、自治体等からの多種多様な支援や助言の要請にも応じており、社会調査に関わる現状を把握している。同協会の活動実績・実践例は＜付録４＞に記載している。

③　川崎市における自治体支援モデル事業

同協会では、2018 年から自治体支援のモデル事業として、神奈川県川崎市へのアド

バイスを行っている。事業の発端は、同市から同協会の自治体研修プログラム検討委員会に対してなされた講師派遣の依頼であった。同市では社会調査は実施するにはしているが、うまく機能していないという実感がもたれていた。研修だけでは効果が限られるため、調査のプロセスすべてにわたってアドバイザーの関与を求めることになった。

具体的には、同協会が専門家である大学教員を派遣し、研修プログラムとして、調査設計段階のアドバイス、調査票設計のチェック、分析段階のアドバイスという形で職員に助言を与える体制が構築されている。

この事業を３年間継続する中で、とくに調査票作成過程が重要だということが、市側にも協会側にも認識されるようになった。はじめに市側から担当部局が作成した調査票が提示されるが、専門的見地からこれにアドバイスを与えると、その形態が大きく改善され、企画から実査、データの整理、分析と結果報告に至る調査実施の包括的な道筋が見通せるものになっていくという。

以上の経緯については、同協会の機関誌である『社会と調査』28 号において、小特集「社会調査協会における自治体調査支援事業の展開：川崎市アンケート調査支援モデル事業を中心として」[13]としてレポートされており、川崎市側からも、取り組みの姿勢変化やアドバイスの効果が報告されている。

⑵　社会調査への期待と社会的なニーズ

①　社会調査データによる政策の立案と検証

政策の検証のために社会調査を実施することは、以前から行政組織においてさかんになされてきた。近年ではさらに EBPM の推進という点からも、自治体等では政策検証プロセスの重要な位置を占めるものとして、社会調査による実態把握が要請されるようになっている。政策立案のためには、既存の公的統計や経済統計などの統計調査データを利用するだけでは不十分であり、個別の調査を設計して実施し、分析するという社会調査データの活用が必要になる。

このような自前の社会調査へのニーズは全国の自治体で高まっており、それが同協会への依頼にもつながっていると思われるが、予算等の都合もあって、実際に取り組むところまでには至っていないのが，多くの自治体の実情であろう。

②　専門家の関与の必要性

EBPM への社会的要請が高まる中、自治体等では社会調査によってエビデンスを把握することの重要性が認識されるようになっている。そうした調査の主体は、地方自治体に限ったものではなく、中央省庁や財団や NPO など（一般社団法人日本介護支援専門員協会や公益財団法人トヨタ財団など）も公的な目的で社会調査の実施を提案する場合がある。公的統計のための調査であれば、総務省の政策統括官室が調査票を始めとした設計過程を確認するが、昨今では審査を経ないで実施されている官庁調査も散見される。そうした調査の場合にも、一定以上の水準の調査設計のもとで実施することが望まれる。

調査を企画する自治体側をみると、職員の異動等で調査実践についてのノウハウの蓄積が不十分であることがしばしばある。自治体調査はプロセスの大部分を調査実施機関に委託することが通例になりつつあるが、調査予算が限られている場合などでは、競争入札の結果、受託する調査実施機関の質が保証されない場合もある。そのため仕様書において、専門社会調査士や統計調査士などの専門家が関わることを条件付けるケースが増えてきている。

さらに一般社団法人社会調査協会関係者からの聞き取りでは、自治体等の職員には、調査を実施しても、社会的ニーズに応えるという点で、あまり有用性が感じられていないが、これは調査設計や分析の不備に一因があると指摘された。この点については、自治体等の職員の側の社会調査に関する知識の水準を高めることが喫緊の課題である。実際に川崎市の実例では、アドバイザーの関与を受けつつ調査票を作成し、分析までのプロセスを行うことで、担当職員が調査によるエビデンス獲得の有効性を実感していくという変化がみられた。予算に余裕のある大きな自治体では、こうした実践が可能だが、規模の小さい自治体等を含めて、社会調査実践の専門家の関与により、公的調査に関わる職員の知識水準を高める必要がある。

③　公的機関が行う社会調査におけるインターネット利用の限界

社会調査の回収率が低下する中で、一般にはインターネットを用いた調査を実施することが肯定的に受け止められ、その有用性に期待する見方もある。実際、民間のマーケティング関係の社会調査においては、広く用いられているのが現状である。しかし、公的機関が行う社会調査においてこの方法を用いることには、学術的な意味で様々な困難や課題があることを認識する必要がある。

調査を受託する調査実施機関の側では、近年では自社内に大規模な登録モニターを持ち、そこから回答者を確保するインターネット調査を主力の業務としている。自治体等の調査の場合は、小規模で地域が限られる場合などもあり、そもそもそうした大規模モニターを利用することが適切ではない場合が多い。にもかかわらず、社会調査についての理解が不十分なまま、自治体が住民に対して安易にインターネット調査を実施するケースが増えている。

自治体等の調査主体側でも、調査実施機関側でも、どのような課題に対してどのような調査方法論をもって臨むかという社会調査についての専門的知見の不足が懸念される。インターネット調査の適切な活用法について、自治体等の調査に関わる職員に伝えていく必要がある。

⑶　社会調査をめぐる課題と展望

①　社会調査教育の拡充

現在、初等、中等、高等教育のあらゆる段階において、社会統計をどう教えていくかという課題への取り組みが行われている。統計やデータサイエンスに関する科目が、中学・高校のカリキュラムにも導入されている。しかし、それらの情報は、社会を生きる人びとを対象とする社会調査によって個票データを獲得する実際のプロセスと

の接点をもたない場合が多い。たとえば、そこでは母集団に対する完全な代表性をもち、回収率が 100%で、欠損値は０というような、理想状態のデータを前提に教育がなされているため、調査現場の実際の課題とは大きく乖離してしまうのである。調査の現場では、高校などで習った統計やデータサイエンスとはあまりにも違う多くのノウハウが要求される。にもかかわらず調査に関与する官僚や自治体職員が、社会調査の実際について必要な知識をもっていないということが危惧される。

現場における知識の不足を補う目的で、大学の教育、及び一般社団法人社会調査協会なども含めた公的機関の活動により、社会調査の実践についての理解の水準を高めていく必要がある。社会調査法に関する知識の普及は、情報サイエンスとの関連をあらためて検討しつつ、整理しなければならない時期に来ている。

②　調査実施マニュアルの作成

社会調査の実施にあたっては、専門性に留意しなければならないという認識が徐々に拡大しつつある中、社会調査に対するニーズはいっそう顕在化してきている。しかし、それに対応する社会インフラがあるとはいえない。

一般社団法人社会調査協会の自治体調査支援委員会では、神奈川県川崎市・東京都足立区での調査支援業務の内容に関する議論を通して、全国の地方自治体で利用可能な「自治体アンケート調査マニュアル」を作成する作業を進めている。そこでは自治体調査業務の実態と課題、社会調査の基礎と実践、など実践的に必要な知識をマニュアル化して示すことが構想されており、近々出版が計画されている。

専門家のアドバイスの制度化と実施マニュアルの整備に対しては、大きな社会的要請がある。併せてメディアを通じての社会調査の普及・啓発もさらに進めていく必要があり、同協会のような団体がその具体的方策を検討することが望まれる。

⑷　社会調査の立場からの検討

①　社会調査に対するニーズの高まり

国や自治体の政策への活用のみならず、民間団体においても社会調査に対するニーズが高まっている。

②　社会調査並びにデータサイエンスへの関心の高まり

さらにビックデータなどのデータサイエンスへの関心の高まりにともない、学校教育にも統計並びに情報科目が導入されているが、社会調査のデータ収集や実施の具体的な過程に関する理解が必要になっている。

③　社会調査の実施過程や分析の実際に関する知識の重要性

したがって、統計調査データの利用も含めて、社会調査の実施過程や分析に関する実際的な知識の普及が、行政や民間団体の職員のみならず、学校教育においても必要になっている。

５　政策的な活用に向けての検討

前章までの議論で、政府統計などの統計調査データに加えて、特定の課題に関して広く人々の主観的な意見や態度なども含めて測定し、それらの個票データの分析によって仮説を検証していくような社会調査データの活用が、政策の立案やその効果の測定に関して有効であることが示された。それゆえ統計調査においてもミクロデータの公表や相関関係の分析を可能とするデータの紐付けなどが提言されているのである。それらを踏まえて、本章では社会調査データ及び統計調査データの政策的な活用に関わる官公庁ならびに関係諸機関にとって、重要と考えられる論点や将来に向けての課題について検討する。

(1)　社会調査視点を含めた公的統計調査の活用に向けての体制の整備

公的統計に関する不正ないし不適切な処理があった点については、社会調査・統計調査の意義が十分に周知されていない点、それゆえ十分な人員が確保されてこなかった点が、その背景にある。政策立案に当たってデータの活用が強調されて久しいにもかかわらず、政策評価のエビデンスとなる社会調査・統計調査の活用に関する理解や周知が十分に進んでいるとはいえない。社会調査・統計調査データを政策的に活用するには、福井県の例からもわかるとおり、データの収集と分析を行う体制を整備することが求められる。同時に、公的統計調査の活用においても社会調査の視点から、データ収集の具体的な過程の理解を前提として、収集されたデータを的確に解釈し、分析に当たっても統計学や情報科学の正しい知識にもとづく処理がなされなければならない。

すでに、政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告「政府統計の改革に向けて―変革期にある我が国政府統計への提言―」[3]などでも、中央統計局的な機構の確立と人材育成、統計教育の必要が提言されているが、そこでは調査の企画段階での設計や標本抽出上の専門知識が主に念頭に置かれ、具体的な調査実施上の課題や政策的な活用までには議論が及んでいない。それゆえ、社会調査視点を含めた統計調査に関する教育、研修、助言に継続的に関与できる専門部局の設置が求められる。

他方、第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会の提言「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」[14]では、内閣府及び都道府県に専門家からなる助言組織「感染症予防・制御委員会」「都道府県感染症対策専門家委員会」の常設や感染症に関するデータセンターの創設を求め、主として感染源・感染経路に関するデータの把握や、適切なリスク・コミュニケーションの必要性などが提言されている。このような事案ごとにデータの収集と分析に基づいた対策を検討する体制も適宜整備していくことが求められる。

以上のような中央統計機関や専門の体制が設けられるならば、現在の統計委員会では十分に行いえないデータ収集の実施局面での助言、教育、正しい知識にもとづく処理が定着しうると考えられる。しかしながら、そのような整備は一朝一夕にはいかないので、当面は学識などの専門家による支援の体制を整備し、専門部局設置に向けての人材の組織化を図るべきである。また、地方自治体なども、大学や民間の力を借りながら、当面の課題への対処に努めていくことが必要である。

(2) パブリック・コミュニケーションへの社会調査・統計調査データの活用

従来、社会調査・統計調査のデータはもっぱら政策の評価や立案に活用されるべきものと考えられてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染対策などの危機管理におけるパブリック・コミュニケーションという点で、社会調査・統計調査の結果を適切に公表することを通じて人々の不安を緩和し、理解を深め、結果として望ましい行動へと導くという広報活動への活用が検討されてよい。社会調査・統計調査の結果を事実として的確かつ端的に示すことが、人々の自発的で適切な行動を導き得るのである。

上記の第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会の提言[14]に加えて、社会調査視点を含めた統計調査への理解を支援する組織が積極的に広報等のパブリック・コミュニケーションに関与していくことが求められる。また、当面は専門家や民間からの支援を求めることで対処していくことも必要である。

(3) 「情報」教育での社会調査視点の意義と具体的実施過程に関する知識の普及

社会調査協会への近年の問合せの状況を見ても、政策的な活用を求める自治体だけではなく民間の団体においても、社会調査の専門的な知識に関するニーズは高まっている。また、近年の AI や情報サイエンスの普及にともない、同様の専門的知識の理解が広く求められている。そのような点から高等教育において「情報」科目ないし「情報サイエンス」科目の設置、大学入学共通テストへの導入などが図られている。

しかしながら、このような情報サイエンスが対象とするデータは必ずしも政策の立案と検証に合致したデータを含むとは限らない。それゆえ、それらを直接入手しようとする社会調査・統計調査の役割と、その具体的なデータの入手と作成の過程に関する知識は、非常に重要である。社会調査視点からのこのような知識が不足していたのでは、せっかくの統計学や情報科学における知識も、的確に利用することができないだけでなく、公的統計の不適切な処理にもつながってしまうことはすでに見たとおりである。

したがって、「情報」科目並びにデータサイエンス・AI 教育においては、国民や政府トップが広く社会調査や公的統計調査に協力する意義とその重要性を理解できるように、社会調査視点及びその実施過程を含めた探究的教育活動を体系的に導入することが求められる。

＜参考文献＞

[1] 第 23 期日本学術会議社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会提言「社会調査をめぐる環境変化と問題解決に向けて」2017 年９月 19 日
https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t248-7.pdf（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[2] 第 24 期日本学術会議経済学委員会数量的経済・政策分析分科会提言「行政記録情報の活用に向けて」2020 年９月 18 日
https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-3.pdf（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[3] 第 20 期日本学術会議政府統計の作成・公開方策に関する委員会報告「政府統計の改革に向けて―変革期にある我が国政府統計への提言―」2006 年３月 23 日
https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t10.pdf(最終閲覧日 2024 年７月 22 日)

[4] 第 20 期日本学術会議基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会提言「保健医療分野における政府統計・行政資料データの利活用について―国民の健康と安全確保のための基盤整備として」2008 年８月 28 日
https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-6.pdf(最終閲覧日 2024 年７月 22 日)

[5] 第 19 期日本学術会議学術基盤情報常置委員会報告「政府統計・世論調査等の一次データ（含む個票データ）の体系的保存と活用・公開方策について」2005 年９月 15 日
https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1035-5.pdf（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[6] 総務省 EBPM に関する有識者との意見交換会事務局「EBPM（エビデンスに基づく政策立案）に関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）」2018 年 10 月
https://www.soumu.go.jp/main_content/000579366.pdf（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[7] 総務省統計委員会「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」2022 年８月 10 日
https://www.soumu.go.jp/main_content/000829747.pdf（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[8] 西村清彦・山澤成康・肥後雅博『統計 危機と改革――システム劣化からの復活』日本経済新聞出版、2020 年９月

[9] 岩井紀子・林萍萍、2021「コロナ禍における日本人の不安感と政策に対する評価――日本版総合的社会調査 JGSS-2021 から」、『学術の動向』2021 年 12 月

[10] 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ「新型コロナ対応・民間臨時調査会　調査・検証報告書」2020 年 10 月
https://apinitiative.org/project/covid19/（最終閲覧日 2024 年３月 13 日）

[11] 関西学院大学社会学部大谷研究室『データで語るコロナ感染症――コロナ直撃大学生の卒業研究』2023 年３月

[12] 濱岡豊、2021「COVID-19 対策の諸問題(４) 都道府県による対策の評価試論」『科学』Vol.91, No.５
[13] 一般社団法人社会調査協会、2022「小特集：社会調査協会における自治体調査支援事業の展開：川崎市アンケート調査支援モデル事業を中心として」」、『社会と調査』28 号
[14] 第 24 期日本学術会議第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会提言「感染症の予防と制御を目指した常置組織の創設について」2020 年７月３日 https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t291-4.pdf（最終閲覧日 2024 年７月 22 日）

＜参考資料＞審議経過

2020 年（令和２年）

12 月４日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第１回）
役員の選出、特任連携会員・オブザーバーの承認、今後の進め方

2021 年（令和３年）

３月 11 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第２回）
第 25 期の活動方針の検討、今後の活動について

６月 26 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第３回）
話題提供「政府統計データと社会調査データの連携・活用に関する検討」

2022 年（令和４年）

２月 20 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第４回）
話題提供「データに基づく政策と社会調査の役割：政府統計の限界とコロナ対策の課題」

８月９日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第５回）
「パンデミックと社会」連絡会についての報告といくつか求められているアンケートへの回答についての検討、参考人招聘について

９月 23 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第６回）
参考人招聘「政府統計データの活用と課題について」
総務省統計委員会産業統計部会長、総務省政策統括官（統計制度担当）付参事官に意見聴取を行った

11 月２日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第７回）
参考人招聘「新型コロナウイルス感染データの公表と活用について」
福井県庁健康福祉部副部長（保健予防担当）に意見聴取を行った

12 月 11 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第８回）
参考人招聘「社会調査についての関心や近年の動向について」
一般社団法人社会調査協会事務局長に意見聴取を行った

2023 年（令和５年）

２月 19 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第９回）・Web 調査の課題に関する検討分科会（第 25 期・第８回）合同分科会
学術フォーラムについて、意思の表出について

９月 18 日　社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会（第 25 期・第 10 回）・Web 調査の課題に関する検討分科会（第 25 期・第９回）合同分科会
今期分科会活動の総括、次期分科会の在り方の検討

2024 年（令和６年）

３月５日　社会学委員会デジタルデータ及び社会調査・統計調査の活用に関する検討分科会（第 26 期・第１回）

役員の選出、特任連携会員の推薦、今後の進め方について、
話題提供「コロナ禍以降の社会調査の実施方法の変更について」

2024 年（令和６年）

６月 10 日　社会学委員会デジタルデータ及び社会調査・統計調査の活用に関する検討分科会（第 26 期・第２回）
「報告」の発出について、次回の分科会の開催時期、
話題提供「生成 AI を含むデジタルデータの活用と問題点」

９月 18 日　社会学委員会デジタルデータ及び社会調査・統計調査の活用に関する検討分科会（第 26 期・第３回）
「報告」案に対する第一部の審議結果について、審議の上、「報告」としての発出は困難と判断し、「記録」に変更することを決定
参考人招聘「災害時行動促進情報の抽出と分析」

＜付録１＞政府対応への評価：各種世論調査結果の推移

（大阪商業大学 JGSS 研究センター作成）

NHKの世論調査：「あなたは、新型コロナウイルスをめぐる政府のこれまでの対応をどの程度評価しますか。」
https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/

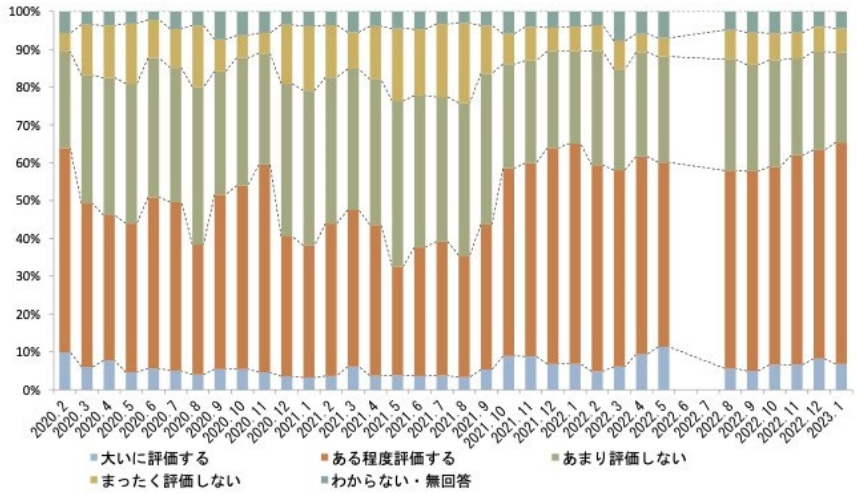

NNNと読売新聞社の全国世論調査：「新型コロナウイルスを巡る、日本政府のこれまでの対応を、評価しますか、評価しませんか。」
https://www.ntv.co.jp/yoron/

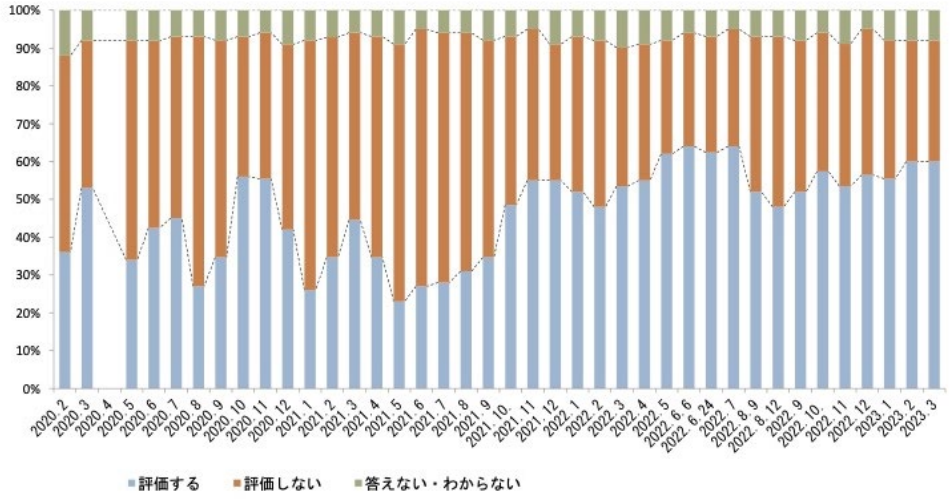

Asahi TVの世論調査：「あなたは、政府が行っている新型コロナウイルス対策について、評価しますか、評価しませんか？」

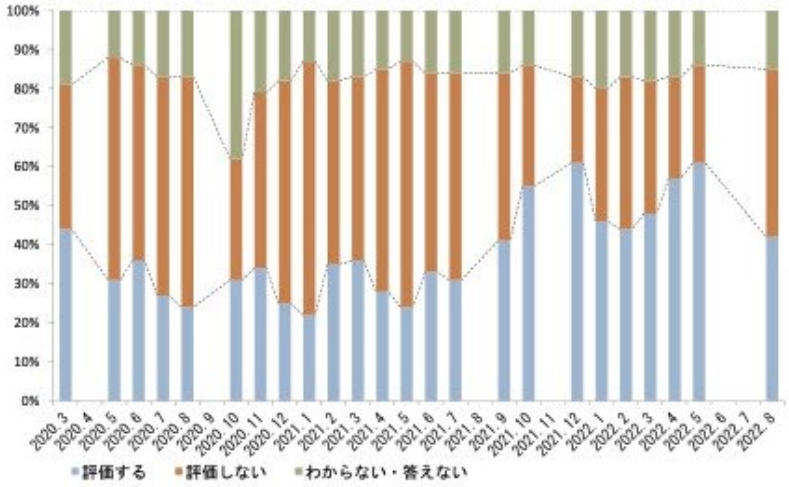

朝日新聞の世論調査：「あなたは、新型コロナウイルスをめぐるこれまでの政府の対応を評価しますか。評価しませんか。」

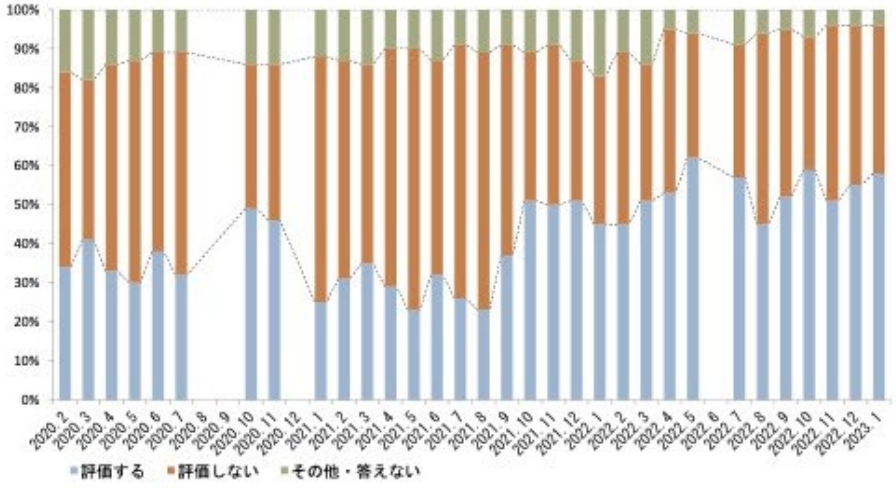

TBS news JNNの世論調査：「あなたは、感染防止に向けた政府のこれまでの対応を評価しますか？　評価しませんか？」

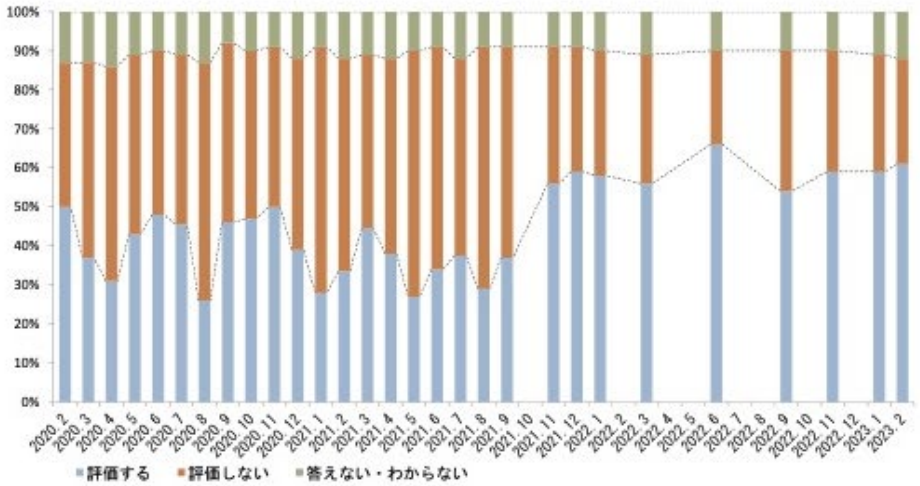

＜付録２＞表：感染者個票データ項目一覧都道府県版（2022/7/15）

		事例番号	公表日	発症日	判明日	居住地	職業	年代	性別	渡航歴	症状	死亡	療養状況	備考	感染経路判明の有無	集団発生関連	合計
北海道	札幌市																0
青森県	青森市																0
岩手県	盛岡市	○		○		○	○	○	○		○				○		9
宮城県	仙台市																0
秋田県	秋田市																0
山形県	山形市	○		○	○	○	○	○	○						○		9
福島県	福島市	○			○	○		○	○					○			6
茨城県	水戸市																0
栃木県	宇都宮市	○				○		○	○								4
群馬県	前橋市	○			○	○		○	○					○	○	○	8
埼玉県	市																0
千葉県	千葉市																0
東京都		○	○			○	○	○	○	○	○			○	○		10
神奈川県	横浜市																0
新潟県	新潟市																0
富山県	富山市	○			○	○		○	○								5
石川県	金沢市	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		11
福井県	福井市	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○		10
山梨県	甲府市																0
長野県	長野市	○				○	○	○	○					○	○		7
岐阜県	岐阜市																0
静岡県	静岡市																0
愛知県	名古屋市																0
三重県	津市	○	○	○	○	○		○	○		○						8
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○						○		9
京都府	京都市																0
大阪府	堺市																0
兵庫県	姫路市																0
奈良県	奈良市	○				○		○	○								4
和歌山県	和歌山市																0
鳥取県	鳥取市																0
島根県	松江市																0
岡山県	岡山市																0
広島県	広島市																0
山口県	山口市																0
徳島県	徳島市																0
香川県	高松市	○				○	○	○	○		○				○		7
愛媛県	松山市																0
高知県	高知市																0
福岡県	福岡市	○				○		○	○								4
佐賀県	佐賀市	○				○		○	○								4
長崎県	長崎市																0
熊本県	熊本市	○			○	○		○	○								5
大分県	大分市																0
宮崎県	宮崎市	○			○	○		○	○								5
鹿児島県	鹿児島市	○				○		○	○		○				○		6
沖縄県	那覇市	○		○	○	○		○	○								6

関西学院大学社会学部大谷研究室『データで語るコロナ感染症』5 頁より

＜付録３＞表：人口順の感染経路不明割合

	第1～5波		第1波		第2波		第3波		第4波		第5波		第6波	
東京都	57%	46	49%	45	56%	44	56%	46	58%	46	61%	45	63%	46
神奈川県	52%	43	38%	40	53%	43	50%	42	53%	44	61%	44	79%	43
大阪府	59%	**47**	59%	46	60%	46	55%	45	59%	**47**	63%	46	69%	**47**
愛知県	49%	42	43%	43	41%	28	62%	**47**	43%	33	50%	37	33%	42
埼玉県	45%	39	33%	39	52%	42	41%	35	47%	37	52%	39	61%	39
千葉県	55%	45	46%	44	50%	40	53%	44	54%	45	68%	**47**	84%	45
兵庫県	48%	40	20%	30	56%	45	51%	43	50%	41	52%	40	67%	40
北海道	36%	29	22%	32	43%	31	32%	23	39%	30	41%	26	52%	29
福岡県	48%	41	41%	42	49%	38	43%	40	50%	42	54%	41	61%	41
静岡県	32%	21	18%	27	19%	12	33%	25	35%	21	44%	30	40%	21
茨城県	37%	31	33%	38	50%	41	32%	22	33%	18	41%	24	42%	31
広島県	36%	30	12%	23	41%	27	40%	33	38%	29	40%	23	29%	30
京都府	42%	37	26%	36	37%	25	40%	32	47%	38	54%	42	78%	37
宮城県	43%	38	22%	33	49%	37	36%	29	48%	39	55%	43	73%	38
新潟県	21%	11	13%	24	18%	11	15%	7	26%	12	31%	16	26%	11
岐阜県	34%	24	23%	34	44%	33	29%	19	37%	24	39%	22	54%	24
群馬県	41%	35	40%	41	45%	34	41%	34	37%	26	45%	31	49%	35
栃木県	41%	34	30%	37	36%	24	39%	30	46%	35	49%	35	51%	34
岡山県	35%	25	21%	31	27%	19	36%	28	39%	31	43%	29	59%	25
福島県	37%	32	19%	28	46%	35	40%	31	34%	19	43%	28	55%	32
三重県	20%	8	0%	6	13%	6	19%	10	28%	13	30%	13	41%	8
熊本県	30%	19	12%	20	38%	26	30%	20	36%	22	32%	17	29%	19
鹿児島県	31%	20	10%	19	30%	21	23%	15	32%	17	52%	38	36%	20
沖縄県	42%	36	8%	16	44%	32	42%	37	53%	43	50%	36	51%	36
滋賀県	34%	22	25%	35	33%	23	33%	24	37%	27	39%	21	59%	22
山口県	16%	3	0%	3	22%	13	11%	2	22%	9	20%	2	30%	3
愛媛県	22%	13	3%	12	10%	3	22%	13	30%	15	33%	18	34%	13
奈良県	40%	33	20%	29	27%	17	42%	38	50%	40	48%	34	67%	33
長崎県	35%	26	9%	18	46%	36	43%	39	38%	28	30%	14	43%	26
長野県	25%	15	12%	21	42%	29	22%	14	21%	7	29%	10	50%	15
青森県	16%	4	0%	4	15%	9	14%	5	17%	3	27%	9	46%	4
岩手県	23%	14	0%	8	25%	14	27%	16	30%	14	26%	8	25%	14
石川県	34%	23	14%	26	31%	22	42%	36	36%	23	38%	20	61%	23
大分県	20%	9	2%	9	12%	5	22%	12	26%	11	29%	11	23%	9
宮崎県	14%	2	0%	2	9%	2	13%	3	18%	4	24%	7	34%	2
山形県	18%	7	5%	14	27%	18	16%	9	19%	5	22%	3	51%	7
富山県	35%	28	12%	22	43%	30	35%	27	35%	20	45%	32	47%	28
秋田県	21%	12	0%	7	27%	16	20%	11	23%	10	31%	15	29%	12
香川県	35%	27	2%	10	50%	39	31%	21	43%	32	41%	25	43%	27
和歌山県	16%	5	3%	11	10%	4	15%	8	20%	6	24%	6	29%	5
佐賀県	21%	10	3%	13	14%	7	13%	4	32%	16	36%	19	28%	10
山梨県	54%	44	73%	**47**	65%	**47**	49%	41	47%	36	48%	33	44%	44
福井県	6%	**1**	0%	**1**	1%	**1**	5%	**1**	7%	**1**	12%	**1**	5%	**1**
徳島県	16%	6	0%	5	15%	8	14%	6	22%	8	23%	5	17%	6
高知県	30%	18	6%	15	28%	20	29%	18	37%	25	42%	27	34%	18
島根県	26%	17	9%	17	16%	10	29%	17	43%	34	23%	4	23%	17
鳥取県	25%	16	14%	25	26%	15	34%	26	17%	2	29%	12	18%	16

厚生労働省 HP「データからわかる―新型コロナウイルス感染症情報―」から作成
関西学院大学社会学部大谷研究室『データで語るコロナ感染症』15 頁より

＜付録４＞一般社団法人社会調査協会の自治体等へのアドバイスの実績

以下に挙げる事例は、2020 年に統計不正の問題が明るみに出て以降に一般社団法人社会調査協会に持ち込まれたもので、同協会事務局長飯田浩之氏に分科会参考人として聞き取った情報に基づいている。

1) ある調査実施機関は、自治体調査の仕様書に「監修者および専門社会調査士等の統計分析のできる専門家を付ける」という事項があったため、受託に際して、同協会に専門社会調査士の紹介を求めてきた。

2) 自治体等主催のあるイベントの実行委員会からは、子どもや学校に対する支援活動において、広い意味での教育効果をとらえることが要請されている。その効果検証について指導・助言を求めるという依頼があった。

3) ある企業からは、社内で社会調査に関する勉強会を開きたいので、作成した調査票のレビューや、調査設計に関する質疑に応答を求めるという趣旨の依頼があった。

4) ある自治体からは、市民調査実施の際に、サンプル設計作業を誤ってしまったのでやり直しの調査を設計したいが、いかなる修正が妥当かという助言が求められた。この依頼の背景には、調査リテラシーの高い市民に情報公開をするにあたり、調査設計の適切性を担保しなければならないということがあるという。

5) ある調査実施機関からは、自治体調査の入札応募に際し、「統計調査士・専門社会調査士のいずれかの資格を有するものによって、社内で集計結果のチェックを受けることが可能なこと」という条件があり、これに対応するため、専門社会調査士の紹介を求めるという依頼があった。

6) ある地域の青年会議所からは、「正しい課題発見とその調査手法」という研修を開きたいので、講師を派遣してほしいという依頼があった。

7) ある調査実施機関から、省庁からの委託事業において、専門家を入れて調査を実施することが条件とされていたため、適切な候補者の紹介の依頼があった。